

# 東京理科大学学友会掲示板規約

## 第一条 定義

本規約において掲示板とは神楽坂キャンパス3号館ピロティにある東京理科大学学友会掲示板のことである。  
掲示板は、東京理科大学学友会常任委員会(以下、学友会常任委員会)の管理下にあり、同団体の許可の下、第二条に該当する者は掲示を行う事ができる。

## 第二条 利用資格

掲示板を利用できるものは以下のいずれかに該当するものとする。

- (1)学友会員
- (2)学友会所属団体
- (3)体育局または体育会所属団体
- (4)東京理科大学野田キャンパス、久喜キャンパスまたは葛飾キャンパスの学生
- (5)その他、常任委員会の許可した者

## 第三条 掲示物管理

学友会常任委員会は、掲示板の運営上不都合がある場合、掲示物の移動・廃棄を行う事ができる。

## 第四条 掲示板台帳

第一項 掲示板台帳とは、学友会常任委員会が定めた申請用の台帳である。

第二項 掲示申請者は、掲示利用を申請する際に掲示板台帳に必要事項を記入しなければならない。

## 第五条 掲示許可

第一項 第二条に該当するものが掲示板を利用する場合、掲示申請時に学友会常任委員会内での審議の上、問題がない場合に限り掲示を許可する。

第二項 掲示許可印とは、学友会常任委員会が掲示許可を与えた掲示物に押される認証印(以下、許可印)であり、掲示を行う掲示物には許可印が押印されていなければならない。なお、許可印を押印後に掲示物に変更等がある場合は学友会常任委員会に申し出なければならない。

## 第六条 申請不備

掲示板台帳への記入に不備がある場合、もしくは掲示物に許可印がない場合、学友会常任委員会は掲示物を破棄する事が出来る。

## 第七条 優先掲示物

掲示物は、学友会常任委員会から神楽坂キャンパス学生への情報伝達を目的としたものを最優先とする。その際、既に掲示されている掲示物について第三条を適用することが出来る。

## 第八条 掲示物の規格

掲示板に掲示可能な掲示物の規格は、最大で65×90cm(A4を9枚分程度)とする。

## 第九条 掲示期間

各掲示物の掲示期間は以下の様に定める。

- (1)大きさがA3以下の物:最大1か月
- (2)大きさがA3より大きい物:条件付きで1か月。

## 第十条 掲示物への表記

掲示物には掲示者の所属団体を明記しなければならない。また、必要な場合は掲示申請者、団体または団体代表者の連絡先を表記してもよい。

## **第十一条 禁止掲示物**

掲示物が以下のいずれかの内容を含むと学友会常任委員会が判断した掲示物は、掲示板に掲示することが出来ない。

- (1) 誹謗中傷を含んだもの
- (2) 宗教的または政治的な内容を含んだもの
- (3) 大学という場において明らかにふさわしくないとされるもの

## **第十二条 同一掲示物の掲示**

同一の内容の掲示物は、二枚以上掲示することが出来ない。

## **第十三条 保全義務**

第一項 掲示物がはがれている、もしくははがれかかっている場合は、掲示申請者の責任で貼り直す等の保全を行わなければならない。

第二項 第十三条第一項に反して放置された掲示物は、学友会常任委員会の判断において廃棄することが出来る。

## **第十四条 悪天候等による掲示物の汚損または紛失**

悪天候等によって掲示物が汚損または紛失した場合、学友会常任委員会は一切の責任を負わないものとする。

## **第十五条 掲示物の処分**

掲示期間を過ぎた掲示物は、学友会常任委員会が廃棄する。また事前に要望があれば、回収した掲示物は学友会常任委員会で保管するが、保管期限は1週間までとする。

## **第十六条 例外指示**

学友会常任委員会は、掲示物の掲示に際して例外的に特別な指示を与えることが出来る。指示が与えられた場合、掲示申請者はその指示に従わなければならない。指示に従わない場合、学友会常任委員会は掲示物を撤去することが出来る。

## **第十七条 規約承認・変更**

本規約が承認・変更される場合には、学友会常任委員会内での議決が必要となる。その後、学友会常任委員会は Web ページ等で告知を行わなければならない。

## **第十八条 施行日**

本規約の施行は平成 25 年 6 月 23 日とする。